

社会保険新任担当者事務講習会質問事項（令和6年6月24日）

I 健康保険の給付関係について

番号	質問事項	全国健康保険協会山形支部からの回答
1	R7.12.1 で現在の保険証が使えなくなるとのことでしたが、それ以降は保険証が来ることはなくなるのでしょうか。また、現在紐付けしていない職員も紐付け必須でしょうか。	<p>保険証は R6.12.2 以降発行されなくなります。なお、発行済の保険証は経過措置として R7.12.1 までは使用できます。</p> <p>R7.12.2 以降、医療機関を受診する際はマイナ保険証を使用する仕組みが基本となりますので、マイナンバーと保険証の紐づけがお済みでない方は、紐づけの手続きをお願いします。なお、事情によりマイナンバーと保険証の紐づけができない方に対しては資格確認書を発行しますので、医療機関を受診する際はそれを提示していただきます。（資格確認書は、従業員の方が退職された場合は事業所で回収する必要があります。）</p>
2	傷病手当金は同じ人が、同じ病名（症状）で延長して通算1年6カ月の支給になるということですか？1度MAXまで支給されたら、もう申請できないのでしょうか？別の傷病名だと受給できるのでしょうか？受給するとしたら、申請後に期間を空けないといけないですか？	<p>支給期間は同一の疾病にて支給が始まった日から通算して1年6ヵ月の支給期間となります。</p> <p>同一疾病で前回申請期間から空きがある場合は継続性について審査の上判断します。別疾病での申請であれば、新たに起算して1年6ヵ月が支給期間となります。</p>
3	最初の入院はAという病名で入院していて、1カ月後に退院、2カ月後の検査でBという病名も追加した場合、Aからの期間の継続になりますか？	<p>A病とB病に医学的な関連性が認められれば、A病からの継続と判断します。関連性がなく別疾病と認められる場合は、それぞれ別の支給期間となります。</p>
4	傷病手当はあくまでも有給や手当が使えない場合のみ申請できるのか？（有給は使わず、残しておきたいなど本人の希望があれば申請可能なのか？）	<p>有給等の残日数がある場合でも申請は可能となります。</p> <p>ただし、有給等により報酬を受けた期間は傷病手当金の減額調整が行われます。</p>
5	協会けんぽと日本年金機構のつながり、違いについて知りたいです。双方がどのような役割を担っているのか、説明いただけると幸いです。	<p>協会けんぽは、主に健康保険の各種給付等業務と任意継続被保険者の諸手続きを行います。</p> <p>日本年金機構では、健康保険・厚生年金の適用・保険料関係の業務を行います。</p> <p>届出に関しては、講習会で使用した資料の最初のページに一覧表がありますので参考にしてください。</p>

6	組合の保険で傷病手当金の支給日数と協会けんぽでの傷病手当金の支給日数は通算できますか。通算期間とは同一病名でなくても通算されるのでしょうか。	同一の傷病であれば支給日数は通算されます。
7	出産育児一時金は、被保険者もしくは被扶養者が直接支払制度を利用するか、協会けんぽに直接申請して支給を受け取るか、どちらにしても申請の手続きをするのは本人ですか？それとも手続きは会社で行うのですか？	ご本人からの申請となります。

II 社会保険の加入関係について

番号	質問事項	日本年金機構山形年金事務所からの回答
1	P26等で、4月は30日までしかないのに、なぜ⑩の日数は31日なのですか。	記入例は翌月払いのケースのため、3月分の暦日数が記入されています。
2	基礎年金番号を記入した時の添付書類を教えてください。	被扶養者（異動）届にマイナンバーでなく、基礎年金番号を記入した場合、戸籍謄本、住民票を添付してください。
3	<p>① 算定基礎について「提出不要な人」とは、どのような人ですか？</p> <p>② 傷病による休業中で4～6月の給与の支払いがない場合には前年の標準報酬月額のままということではよろしいですか？</p> <p>③ 扶養の条件は年収130万円未満ですが、被扶養者（異動）届は、事業主確認欄、103万円未満であれば良いのですか？年収130万円は、未来で130万円未満だと思っていました、合っていますか？所得税法上だと、過去1年で103万円ですよね。</p>	<p>① 6月1日以降に取得した人、7月～9月改定の月額変更該当者は届出不要です。</p> <p>② 前年の標準報酬月額になります。</p> <p>③ 今後の1年間の収入見込み額130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）の場合、扶養となることができます。所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることの事業主の証明があれば添付書類は不要となります。</p>